

仕 様 書

1. 件 名

令和3年度水力発電の導入加速化補助金（調査事業）のうち技術情報の調査事業

2. 事業の概要

エネルギー自給率が低い我が国において、水力発電は再生可能エネルギーの中でも安定的な電力供給を長期に亘り行うことが可能な電源と位置付けられており、平成27年7月に政府が決定した「長期エネルギー需給見通し」においても、令和12年（2030年）の電源構成として、8.8～9.2%程度の水力発電が見込まれている。

非化石エネルギーである水力発電は、純国産でクリーンな再生可能エネルギーであるという特徴を有しており、地球温暖化に対応するためにも開発・導入を支援していく必要がある。

しかし、水力発電のための開発地点は小規模化、奥地化しているため、経済上の課題が存在する。また、自然・社会環境面からの制約などもあり、開発に際しては他事例などを参照に創意工夫を施し、課題克服をしていかねばならない。つまり、今後の中小水力開発を推進するためには、国内外で活用されている既設発電所の再開発技術や中小水力導入技術情報等を収集し、開発地点の自然条件などを加味した上で地点ごとに丁寧に適用していくことが重要となってきた。

このため、本事業では、国際エネルギー機関（IEA）水力実施協定における代表実施機関に指定されている当財団が行う活動、あるいは当財団が指定する海外委員による活動を支援するとともに、国内の水力開発の促進に資する技術情報を取りまとめて、国内に広く導入・活用が図られるようにする。

3. 事業の目的

本事業の目的は、IEA水力実施協定の枠組みにおいて、他の参加国と共同で実施する水力発電に係る調査研究、水力発電に係る最新の技術情報あるいは政策情報を通して、国内水力事業者が必要とする水力開発の促進に係る情報をタイムリーにわかりやすく提供することにある。

4. 業務の内容

本事業は、IEA水力実施協定が定めている以下の活動方針に沿って実施される。

- ・社会的に望ましい再生可能エネルギーとして社会に受け入れられる水力発電の促進に必要な研究に取り組む。
- ・水力発電に関する今日的課題についての幅広い知識の充実を図る。
- ・社会的に望ましいエネルギー源としての水力発電の継続的利用に関して、国際組織

- と共に共通の関心分野の調査を推進する。
- ・環境的に望ましいエネルギー技術としての水力発電の可能性に関する国際的議論において公正な見解を提示する。
 - ・水力発電に関する技術向上を推進する。

これらを受け、受託者が実施する具体的な業務内容は以下のとおりである。

(1) 海外委員の専門部会（Annex）および執行委員会（ExCo）における活動の支援

海外委員、あるいは当財団職員が、専門部会（Annex）、執行委員会（ExCo）において実施する1)～5)の活動を技術的に支援する。活動の支援にあたっては、国内委員会および国内専門委員会を設置することで、必要な議論を実施する。

現状で明らかとなっている活動内容を、以下に記載する。なお契約期間中に日本への新たな対応要請があった場合には、真摯に対応すること。

1) Annex-9 : 水力発電の多様な価値（フェーズⅡ）

- ・国内外におけるエネルギーとしての水力の価値に関する情報を収集し、有益な情報があれば専門部会等に提供する。

2) Annex-16 : Hidden Hydro Opportunities

- ・「Hidden Hydro Opportunities」に関する国内外の情報を収集し、専門部会等で議論する。
- ・最終報告書作成に向けた資料の取りまとめを実施する。

3) Annex-17 : Measures to enhance the Climate Resilience of Hydropower

- ・気候変動により引き起こされる洪水リスクに対して水力発電事業者が取るべき対応策を調査する。国内外の洪水被害事例を収集すると共に、被害軽減のための対応策によるリスク軽減効果の分析・評価に基づいて体系化を行う。
- ・上記の活動について、Annex-17 国内専門委員会で議論する。

4) Annex-18 : 流域水資源の包括的利用のための意思決定支援

- ・国内外における水文予測と配分技術に関する情報を収集し、有益な情報があれば専門部会等に提供する。

5) 他のAnnex

- ・Annex-12「水力発電と環境」、Annex-13「水力発電と魚類」においては、活

動状況を取りまとめるとともに、日本に裨益する情報があつた際には、国内における情報の共有化を実施する。

5) その他

・ IEA水力実施協定の活動において、国内外に導入・適用された実績はあるものの、広く普及していない水力開発の促進に資する技術等に関する情報が得られた場合は、その課題および導入・活用に向けた検討を行うとともに、国内に普及を図るための情報提供を行い知見の展開を図る。

(2) 委員の委嘱及び必要な経費の支払い

- ・ 海外委員（Annex-16、Annex-17、Annex-18）、国内委員、国内専門委員（Annex-17）の委員委嘱を実施する。
- ・ 委員会開催時には必要な費用を支給する。
- ・ IEA水力実施協定の参加費用 13,500米ドルを、IEA事務局に支払う。

(3) 活動成果の提供と知見の展開

1) 国内報告会開催

IEA水力実施協定の活動成果や国際会議等で得た技術情報に関する国内報告会を当財団と共同で開催する。本報告会は、我が国の水力開発促進に寄与する情報が展開される内容となるように計画する。

2) IEA水力実施協定に係る活動内容の整理

IEA水力実施協定に係る活動内容を、当財団のウェブサイトへのアップロード用に整理する。

(4) 業務報告書の作成

業務報告書および概要版を作成すること。

5. 業務期間

契約締結日～令和4年3月11日まで。

6. 納入物

業務報告書および概要版を納入する。（電子媒体2枚）

7. 納入場所

一般財団法人 新エネルギー財団

8. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「密閉」「密集」「密接」を避けるなど十分に配慮して本事業を遂行すること。国内報告会については、十分なソーシャルディスタンスを確保するリモート開催とする等の対応を取ること。また、海外調査を行う際は、感染防止に細心の注意を払うこと。

新型コロナウイルス感染症対策について状況変化があった場合は当財団にすみやかに報告し、協議のうえ、適切な対応を取ること。